

クラウド情報セキュリティ監査制度運営細則

第1章 総則

第1条（目的）

この細則は、クラウド情報セキュリティ監査制度規程（以下「規程」という。）第18条の定めにより、クラウド情報セキュリティ監査制度の運営に係る細則を定めることを目的とする。

第2条（基本リスク、監査標準手続、外部評価手続の開示）

協議会は、規程第15条1項の委任に基づき、規程第8条、規程第10条及び規程第11条の定めにより、基本リスク、監査標準手続及び外部評価手続を定め、これらを協議会員及び規程第12条2項の申請をする者に開示する。

第3条（クラウド情報セキュリティ監査人の要件）

規程第6条1項に定めたクラウド情報セキュリティ監査人は、以下の要件を満たす情報セキュリティ監査人とする。

1. 情報セキュリティ監査人以上の資格を有すること
2. 協議会員に所属する個人で以下のいずれかの条件に該当すること
 - ① 協議会活動に参加し、クラウド情報セキュリティ監査制度に関する知識を有すると認められること
 - ② クラウド情報セキュリティ監査に関する協議会が認めた研修を受講していること

第4条（クラウド情報セキュリティ外部監査人の要件）

規程第6条2項に定めたクラウド情報セキュリティ外部監査人は、以下の要件を満たすクラウド情報セキュリティ監査人とする。

1. 第3条に定めるクラウド情報セキュリティ監査人であること
2. 情報セキュリティ監査を業として行うために必要な内部管理体制を保有している組織に所属していること
3. あらかじめ所定の様式で届出を行い、規程第7条第1項に定めるクラウド情報セキュリティ外部監査人の登録名簿に記載されていること

第2章 使用許諾

第5条（CSマークの使用許諾の要件）

1. 協会が規程第12条第1項に定めるCSシルバーマークの使用を許諾することができる者は、以下の要件を満たすCS言明をした協議会員とする。
 1. 基本リスクの全部又は一部に対する基本言明要件についての情報セキュリティ対策に関する所定の様式によること
 2. 第7条に定める要件を満たす監査が行われた監査報告日から3年以内であること

2、協会が規程第 12 条第 2 項に定める CS ゴールドマークの使用を許諾することができる者のうち会員は、以下の要件を満たす CS 言明をしていなければならない。

1. 基本リスクの全部に対する基本言明要件についての情報セキュリティ対策に関する所定の様式によること
2. 前項第 2 号に定める要件を満たすこと
3. 第 8 条に定める要件を満たす監査が行われていること

3、協会が規程第 12 条第 2 項に定める CS ゴールドマークの使用を許諾することができる者のうち会員以外の者は、協会が定める事業者審査に適合し、かつ、以下の要件を満たす CS 言明をしていなければならない。

1. 基本リスクの全部に対する基本言明要件についての情報セキュリティ対策に関する所定の様式によること
2. 本条第 1 項第 2 号に定める要件を満たすこと
3. 第 8 条に定める要件を満たす監査が行われていること

第 6 条（標準と定める情報セキュリティ監査）

規程第 9 条の定めにより、標準と定める情報セキュリティ監査は、以下の要件を満たすものと定める。

1. 情報セキュリティ監査基準に準拠した監査であること
2. 基本リスクに対して、クラウド情報セキュリティ管理基準に準拠した管理策が実装され、運用されていることについての監査であること
3. 第 3 条に定めるクラウド情報セキュリティ監査人が行う監査であること。
4. クラウド情報セキュリティ監査人の独立性が確保されていること
5. 監査標準手続に準拠した監査手続により行われた監査であること
6. 所定の様式で監査のプロセスが記録されて、第三者がその妥当性を評価できること
7. 前 1～6 号の要件を満たすことについて、根拠資料に基づき説明が可能であること

第 7 条（自主監査の要件）

規程第 4 条 2 項に定める自主監査の要件は、以下のとおりとする。

1. 対象とするクラウドコンピューティングサービス及び情報セキュリティ対策を施した基本リスクを明確にした CS 言明が、所定の様式の言明書に記載されていること
2. 前号の CS 言明に対し、第 6 条の要件を満たす標準と定める情報セキュリティ監査が実施され、言明通りであることが確認されていること

第 8 条（適合監査の要件）

規程第 4 条 3 項に定める適合監査の要件は、以下のとおりとする。

1. 第 7 条の要件を満たす自主監査であること
2. 第 4 条に定めるクラウド情報セキュリティ外部監査人により、外部評価手続に従

って自主監査の品質が評価されること

3. 前号の評価を行うクラウド情報セキュリティ外部監査人は、被監査主体から独立した外部の組織に所属していること
4. 第2号の評価の結果に基づき、協会により標準と定める情報セキュリティ監査に適合すると認められること

第9条（自主監査の届出とCSシルバーマークの申請）

規程第12条第1項に定める申請は、第5条第1項に定めるCS言明をした者が以下の文書と手数料を添えて、協議会に届け出て行うものとする。

1. 様式CS-1に定めるクラウドコンピューティングサービス自主監査届兼CSシルバーマーク使用申請書
2. 様式CS-3に定めるCS言明書
3. 様式CS-4に定めるクラウドコンピューティングサービスに関わる情報セキュリティガバナンス報告書
4. 様式CS-5に定める監査基本計画書
5. 様式CS-6に定める監査実施計画書
6. 様式CS-7に定める監査報告書
7. 様式CS-8に定めるクラウド情報セキュリティ監査人届
8. 申請手数料15,000円（消費税を除く）

第10条（自主監査の追加届出とCSシルバーマーク使用対象の追加申請）

CSシルバーマークの使用対象となっているCS言明書に記載されたクラウドコンピューティングサービスに対して当該CS言明書の範囲に含まれない基本言明要件を含む新たなCS言明書を作成した会員（規程第12条1項により当該CSシルバーマークの使用許諾を受けた者に限る）は、以下の文書と手数料を添えて、協議会に届け出ることにより、当該CSシルバーマークの使用対象に当該新たなCS言明書を追加する旨の申請を行うことができる。

1. 様式CS-10に定めるクラウドコンピューティングサービス自主監査追加届兼CSシルバーマーク対象追加申請書
2. 様式CS-3に定めるCS言明書
3. 様式CS-4に定めるクラウドコンピューティングサービスに関わる情報セキュリティガバナンス報告書又は前条第3号に定める文書のうち過去3年以内の報告日のものに関する様式CS-15に定める提出済文書通知
4. 様式CS-5に定める監査基本計画書
5. 様式CS-6に定める監査実施計画書
6. 様式CS-7に定める監査報告書
7. 様式CS-8に定めるクラウド情報セキュリティ監査人届
8. 申請手数料15,000円（消費税を除く）

第11条（適合監査の届出とCSゴールドマークの申請）

- 1、第5条第2項の要件を満たした者が行う、規程第12条第2項に定める申請は、以下の文書と手数料を添えて、協議会に届け出て行うものとする。
 1. 様式CS-2に定めるクラウドコンピューティングサービス適合監査届兼CSゴールドマーク使用申請書
 2. 対象となる監査ごとに、様式CS-9に定める外部評価手続の結果報告書
 3. 対象となる監査ごとに、様式CS-14に定めるクラウド情報セキュリティ外部監査人届
 4. 対象となる監査すべてに関わる前二条に定める文書一式又はこれらに関する様式CS-15に定める
 5. 申請手数料15,000円（消費税を除く）

なお、第10条の追加申請を行った者で、外部評価手続を複数回にまたがって行った者は、対象となる監査ごとに様式CS-9及び様式CS-14を提出しなければならない。

- 2、第5条第3項の要件を満たした者が行う規程第12条第2項に定める申請は、以下の文書と手数料を添えて、協議会に届け出て行うものとする。
 1. 様式CS-19に定める、第5条3項に規定する事業者審査の申請書
 2. 様式CS-2に定めるクラウドコンピューティングサービス適合監査届兼CSゴールドマーク使用申請書
 3. 様式CS-3に定めるCS言明書
 4. 様式CS-4に定めるクラウドコンピューティングサービスに関わる情報セキュリティガバナンス報告書
 5. 様式CS-5に定める監査基本計画書
 6. 様式CS-6に定める監査実施計画書
 7. 様式CS-7に定める監査報告書
 8. 様式CS-8に定めるクラウド情報セキュリティ監査人届
 9. 本条第2項の2～3号に定める文書
 10. 様式CS-17に定めるCSマーク使用者責務に関する誓約書
 11. 申請手数料100,000円（消費税を除く）

第12条（届出・申請の受理とCSマークの使用許諾）

- 1、協議会は、第9条に規定する届出に不備等がないと認めるときは、自主監査の届出及びCSシルバーマークの申請としてこれを受理し、規程第12条1項に定めるCSシルバーマークの使用を許諾することができる。
- 2、協議会は、第10条に規定する届出に不備等がないと認めるときは、自主監査の追加届出及び既に許諾しているCSシルバーマークの使用対象の追加申請としてこれを受理し、規程第12条1項に定めるCSシルバーマークの使用対象のCS言明書として追加することを許諾することができる。

3、協議会は第 11 条に規定する届出に不備等がないと認めるときは、CS ゴールドマークの申請としてこれを受理し、規程第 12 条 2 項に定める CS ゴールドマークの使用を許諾することができる。

第 13 条 (CS マークの使用許諾期間)

- 1、CS シルバーマークの使用許諾は、その使用対象となる CS 言明書に対する自主監査の監査報告日から 3 年をもって終了とする。
- 2、CS ゴールドマークの使用許諾は、その使用対象となる CS 言明書（複数の CS 言明書がある場合にはそのうちの最先のもの）に対する自主監査の監査報告日から 3 年をもって終了とする。

第 14 条 (CS シルバーマークの使用許諾の独立と CS ゴールドマークの使用許諾の従属)

- 1、同一の CS シルバーマークの使用対象とされる複数の CS 言明書がある場合、ある CS 言明書に対する CS シルバーマークの使用許諾は、他の CS 言明書に対する同一の CS シルバーマークの使用許諾から独立したものとする。
- 2、同一の CS ゴールドマークの使用対象とされる複数の CS 言明書がある場合、ある CS 言明書に対する CS ゴールドマークの使用許諾は、他の CS 言明書に対する同一の CS ゴールドマークの使用許諾に従属したものとする。

第 15 条 (自主監査の更新の届出)

CS シルバーマークの使用対象となっている CS 言明書に対して新たな自主監査を実施した会員（規程第 12 条 1 項により当該 CS シルバーマークの使用許諾を受けた者に限る）は、以下の文書と手数料を添えて、協議会に届け出ることにより、第 13 条第 1 項の自主監査報告日を更新することができる。

1. 様式 CS-11 に定めるクラウドコンピューティングサービス自主監査更新届兼 CS シルバーマーク継続使用申請書
2. 様式 CS-4 に定めるクラウドコンピューティングサービスに関わる情報セキュリティガバナンス報告書又は第 9 条第 3 号に定める文書のうち過去 3 年以内の報告日のものに関する様式 CS-15 に定める提出済文書通知
3. 様式 CS-5 に定める監査基本計画書
4. 様式 CS-6 に定める監査実施計画書
5. 様式 CS-7 に定める監査報告書
6. 様式 CS-8 に定めるクラウド情報セキュリティ監査人届
7. 申請手数料 15,000 円（消費税を除く）

第 16 条 (適合監査の更新の届出)

CS ゴールドマークの使用対象となっている CS 言明書に対して新たな適合監査を実施した会員（規程第 12 条 2 項により当該 CS ゴールドマークの使用許諾を受けた者に限る）は、以下の文書と手数料を添えて、協議会に届け出ることにより、第 13 条第 2 項の

自主監査報告日を更新することができる。

1. 様式 CS-12 に定めるクラウドコンピューティングサービス適合監査更新届兼 CS ゴールドマーク使用申請書
2. 対象となる監査ごとに、様式 CS-9 に定める外部評価手続の結果報告書
3. 対象となる監査ごとに、様式 CS-14 に定めるクラウド情報セキュリティ外部監査人届
4. 対象となる監査すべてに関わる第 15 条に定める文書一式又はこれらに関する様式 CS-15 に定める提出済文書通知
5. 申請手数料 15,000 円（消費税を除く）

第 17 条（CS マークの使用中止又は使用継続）

- 1、CS マークの使用対象となっている CS 言明書に記載されたリスクの管理に重大な変更がない場合には、規程第 12 条 1 項又は 2 項により当該 CS マークの使用許諾を受けた者は、以下の文書を添えて、協議会に当該 CS 言明書に対する当該 CS マークの使用の中止を届け出ることができる。
 1. 様式 CS-13 に定めるクラウドコンピューティングサービス CS マーク使用中止届
 2. 対象となる CS 言明書
- 2、CS マークの使用対象となっている CS 言明書ならびに CS 言明書に記載されたリスクの管理に重大な変更がなく、かつ、第 9 条、第 10 条の申請時に添えた文書のうち、第 9 条第 1 号、第 2 号、第 3 号又は第 10 条第 1 号、第 2 号、第 3 号に定めるクラウドコンピューティングサービス自主監査届兼 CS シルバーマーク申請書又はクラウドコンピューティングサービス自主監査追加届出書兼 CS シルバーマーク対象追加申請書、CS 言明書、クラウドコンピューティングサービスに関する情報セキュリティガバナンス報告書の内容に変更があった場合には、規程第 12 条 1 項又は 2 項により当該 CS マークの使用許諾を受けた者は、以下の文書を添えて、協議会に当該 CS 言明書に対する当該 CS マークの使用の継続を申請し、その承認を得なければならない。
 1. 様式 CS-16 に定めるクラウドコンピューティングサービス CS マーク使用許諾継続申請書
 2. 対象となる CS 言明書
 3. 様式 CS-17 に定める CS マーク使用者責務に関する誓約書（該当する場合）
- 3、CS マークの使用対象となっている CS 言明書に記載されたリスクの管理に重大な変更があった場合、規程第 12 条 1 項又は 2 項により当該 CS マークの使用許諾を受けた者は、直ちに当該 CS マークの使用を中止し、速やかに以下の文書を添えて、協議会に当該 CS 言明書に対する当該 CS マークの使用の中止を届け出なければならない。

1. 様式 CS-13 に定めるクラウドコンピューティングサービス CS マーク使用中止届
 2. 対象となる CS 言明書
- 4、協議会は、第2項に基づく申請が第3項に定めるリスク管理の重大な変更にあたりと認められる場合には、当該申請を行ったものに、第3項に定める届出を求めることができる。

第18条 (CS マークの使用許諾の取消)

協議会は、CS マークの使用許諾に係る要件が以下の各号のいずれかに該当すると認める場合には、CS マークの使用許諾を取り消すことができる。

1. 第5条の要件を満たさない場合
2. 第7条又は第8条の要件を満たさない場合
3. 本細則の定めに基づいて行われた申請若しくは届出に重大な瑕疵がある場合又は必要な申請若しくは届出が行われなかったと認められる場合
4. その他、CS マークの使用許諾を受けた者に、本制度の主旨に反した行為があったと協議会が認めた場合

第19条 (CS マークの使用許諾の解除)

協議会は、審査委員会の審査の結果、CS マークの使用許諾に係る要件が次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、CS マークの使用許諾を解除することができる。

1. CS マークの使用許諾を受けた者が、協議会が別途定める CS マーク使用規定に違反した場合
2. CS マークの使用許諾を受けた者が、協会により除名、資格停止の処分を受けた場合
3. 第11条2項に定める審査に関わる適合要件を喪失した場合
4. CS マークの使用許諾を受けた者が、反社会的な行為を行った、又は、行うおそれがある場合
5. CS マークの使用許諾を受けた者が、第23条各号の責務を怠った場合

第20条 (CS マークの使用許諾の失効)

CS マークの使用許諾は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、失効する。

1. 協議会会員であって、CS マークの使用許諾を受けた者が協議会を退会した場合
2. CS マークの使用対象とする CS 言明書に記載のクラウドコンピューティングサービスが提供されなくなった場合
3. 第17条第1項又は第3項の届出がなされた場合

第21条 (使用許諾の消滅した CS マークの取扱)

- 1、第12条に基づき CS マークの使用許諾を受けた者は、第13条又は前3条のいずれかの事由により使用許諾の消滅した CS マークを、別途定める CS マーク使用規定に従い、処分しなければならない。

- 2、協議会は、第13条又は前3条のいずれかの事由により使用許諾の消滅したCSマークを公表することができる。

第3章 責務

第22条 (CSマークの表示の責務)

- 1、第12条第1項、第2項によりCSシルバーマークの使用許諾を受けた者は、別途定めるCSマーク使用規定に従って、当該CSシルバーマークをその使用対象となるCS言明書に表示しなければならない。
- 2、第12条第3項によりCSゴールドマークの使用許諾を受けた者は、別途定めるCSマーク使用規定に従って、当該CSゴールドマーク、前項のCSシルバーマークのいずれか一方又は両方をその使用対象となるCS言明書に表示しなければならない。

第23条 (CSマークの使用許諾を受けた者の責務)

CSマークの使用許諾を受けた者は、以下の各号の責務を負う。

1. 別途定めるCSマーク使用規定に従ったマークの使用
2. 第6条7号に規定する根拠資料の保全
3. クラウド情報セキュリティ監査で確認された管理策の確実な実施の継続
4. クラウド情報セキュリティ監査に関して協議会が行う調査活動への協力
5. 第9条7号のクラウド情報セキュリティ監査人届に記載された監査人がCSマークの使用許諾を受けた者の指揮命令下にある場合、その能力の維持
6. CSマーク及びクラウド情報セキュリティ監査制度についての正しい広告・周知など、クラウドコンピューティングサービスの利用者の啓発活動
7. CSマークの使用対象となるCS言明書に記載のクラウドコンピューティングサービスにおける情報セキュリティ事故に関して協議会が行う調査活動への協力
8. CSゴールドマークの使用対象となっているCS言明書に関わる対策の実施状況確認を目的とした自主監査の、少なくとも年1回の実施
9. 前号の自主監査の実施状況を確認するための様式CS-18に定める書面の協議会への少なくとも年1回の届出(ただし、協議会員を除く)

第24条 (クラウド情報セキュリティ監査人の責務)

- 1、監査人倫理規程は、当該規程のうち「特定非営利活動法人日本セキュリティ監査協会」を「協議会」と、「情報セキュリティ監査」を「クラウド情報セキュリティ監査」と、「情報セキュリティ監査人」を「クラウド情報セキュリティ監査人」と読み替えて、これを適用する。ただし、監査人倫理規程第9条は除く。
- 2、第12条に基づくCSマークの使用許諾のための届出に関わる自主監査を行ったクラウド情報セキュリティ監査人は、協議会が当該自主監査に関して行う調査活動に対し、その求めに応じて情報提供を行うなど、これに協力しなければならない。
- 3、第11条又は第16条に定める届出がされた外部評価手続の結果を報告したクラウド

情報セキュリティ外部監査人は、協議会が当該適合監査に関して行う調査活動に対し、その求めに応じて情報提供を行うなど、これに協力しなければならない。

第4章 制度維持の活動

第25条 (CS マークの信頼性に係る調査)

協議会は、CS マークの使用対象となる CS 言明書に記載のクラウドコンピューティングサービスの情報セキュリティに関わる事故（以下「情報セキュリティ事故」という。）の発生などにより CS マークの信頼性に疑義が生じた場合、規程第14条1号に定める措置として、以下の各号の調査をすることができる。

1. 当該 CS マークの使用許諾を受けた者に対する当該情報セキュリティ事故に関する調査
2. 当該 CS マークに関して、第12条に基づく使用許諾のための届出に関わる自主監査を行った、クラウド情報セキュリティ監査人に対する、当該自主監査に関する調査
3. 当該 CS マークに関して、第12条又は第16条に定める届出がされた外部評価手続の結果を報告した、クラウド情報セキュリティ外部監査人に対する当該外部評価手続に関する調査

第26条 (事故対策委員会)

協議会は、前条に規定する情報セキュリティ事故が発生した場合、事故対策委員会を設置し、これに前条に規定する調査又は広報等の対処をさせることができる。

第27条 (審査委員会への報告)

協議会は、第25条の調査の結果、調査対象となった同条第2号のクラウド情報セキュリティ監査又は同条第3号の外部評価に瑕疵があり、同条第1号の情報セキュリティ事故の発生又は被害に影響を及ぼしたと認められる場合には、速やかに協会の審査委員会に報告し、その指示を仰がなければならない。

第28条 (処分)

協議会は、前条のクラウド情報セキュリティ監査の瑕疵が JASA-クラウドセキュリティ推進協議会運営規則（以下「協議会運営規則」という。）第9条3号に該当すると認められる場合には、審査委員会の裁定を経て、以下の各号の処分を行うことができる。

1. 協議会運営規則第9条1号の定めによる除名、資格停止、又は戒告
2. クラウド情報セキュリティ外部監査人の登録名簿の記載抹消

第29条 (監査の品質の維持活動)

協議会は、規程第14条2号に定める措置として、以下の各号の措置を講じることができる。

1. 基本リスク、クラウド情報セキュリティ管理基準及び監査標準手続について、国際標準の動向等に応じ、適宜見直しを行う。

- ① 協議会は、改訂前後の経緯が分かるように、基本リスク、クラウド情報セキュリティ管理基準及び監査標準手続の版の管理を行う。
 - ② 協議会は、基本リスク、クラウド情報セキュリティ管理基準及び監査標準手続の改訂の公表にあたり、適切と定めた経過期間を公表する。
2. 協議会員が適正な内部監査を行っているかについて調査等を行い、必要に応じて、制度の見直しや協議会員に対する是正等の勧告を行う。
 3. 品質維持活動が適正に行われているかを監視する。
 4. その他、必要な措置。

第30条（監査人の品位と力量の維持活動）

協議会は、規程第14条3号に定める措置として、協議会員に対し監査の力量を保つための教育・研修の機会を提供する。

第31条（細則の変更）

この細則の改定は協議会の議決による。

附 則

第1条（施行期日）

この細則は、平成27年1月29日より適用する。

この細則は、平成27年4月24日より適用する。

この細則は、平成28年3月9日より適用する。

この細則は、平成28年6月16日より適用する。

この細則は、平成29年7月20日より適用する。

第2条（経過措置）

細則第7条第2号において引用する同第6条第3号においてさらに引用する同第3条第1号の「情報セキュリティ監査人」は、平成33年3月末日までの間に限り、「情報セキュリティ監査人補」に読み替えて適用する。